

平成27年度第1回向日市都市計画審議会議事録

1 審議会開催の日時及び場所

(1) 日 時 平成27年7月6日(月) 午後2時00分～午後3時30分

(2) 場 所 向日市福社会館 3階大会議室

2 会議を構成する委員数及び出席者の数

(1) 会議を構成する委員数 15名

(2) 出席委員数 12名

1号委員 川崎雅史

〃 稲本收一

〃 中山宇一

〃 西田一雄

〃 藤本英子

2号委員 飛鳥井佳子

〃 西川克己

〃 富安輝雄

〃 中村栄仁

〃 山田千枝子

3号委員 河内吉彦

4号委員 岡山泰子

[傍聴者] 0名

3 議事

(1) 京都都市計画 用途地域等見直し原案について（報告）

(2) その他

向日市歴史的風致維持向上計画について（報告）

平成２７年度 第１回 向日市都市計画審議会

日時：平成２７年７月６日

開会 午後２時００分

○事務局　それでは定刻となりましたので、ただいまから「平成２７年度 第１回向日市都市計画審議会」を始めさせていただきます。本日は大変お忙しい中、お集まりいただき、まことにありがとうございます。

私は、本日、司会を務めさせていただきます都市計画課の天目です。よろしくお願いいたします。

なお、本日の審議会は１５時３０分頃の終了を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして市長からご挨拶を申し上げます。

○市長　皆さん、こんにちは。本日は第１回になります向日市都市計画審議会を開催させていただきましたところ、委員の皆様方には、本当にお足元の悪い中、そして大変お忙しい中にもかかわらず、お集まりいただきましてありがとうございます。感謝申し上げます。

また、平素は、本市のまちづくりにつきまして、さまざまな方面からご指導、そしてご指摘を賜っておりますことに、改めて感謝を申し上げたいと思います。

初めての方もいらっしゃると思いますが、私は４月の選挙で当選いたしまして、この４月３０日から市長に就任させていただきました安田でございます。どうかよろしくお願いいたします。

私が公約で申しておりました歴史に基づくまちづくり、これから向日市も歴史を大切に、そしてそれに基づいたまちづくりをしていきたいと思っておりますので、また審議委員の皆さんにはこれからお世話になると思いますが、よろしくお願いいたします。

ところで、本日は市北部における用途地域等の見直しにつきまして、ご審議いただきたいと考えております。皆様もご承知のとおり、井上電機の工場跡地につきましては住居系の土地利用がされており、都市の将来像である都市計画マスタープランにおきましても住

居系の土地利用を示しております。また、北八ノ坪につきましても、駅に近い利便性を生かした住居系の土地利用がなされており、これらの地域の住環境を保全するため、用途地域等の見直し原案を作成させていただきました。本市にふさわしいまちづくりを推進していくために、皆様方には忌憚のないご意見、ご提言等を賜りますよう、よろしくお願いしたいと思います。

また、本日、皆様に2つのご報告をさせていただきたいと思います。1件目は先ほど私が申しました歴史に基づくまちづくりにもかかわりますが、本年2月に国より向日市歴史的風致維持向上計画について認定をいただきました。そして、実はなれ親しんでおりました7.67という向日市の面積ですけれども、これが何と言いますか、空からしっかり計算すると7.72ということになってしまったわけですし、このことにつきましてご報告をさせていただきたいと思います。

いずれにつきましても、審議委員の皆様方のご意見を賜りながら、これからの向日市のまちづくりを進めてまいりたいと思いますので、どうか今後ともよろしくお願いしたいと思います。

また、委員の皆様にはおかれましては、ご健勝でこれから頑張ってくださいますことと今日も一日、本当にご迷惑をかけますが、何とぞよろしくお願い申し上げまして、冒頭の挨拶にかえさせていただきます。本日はどうかよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございました。

なお、市長はこの後、公務が入っておりますので、これにて退席させていただきます。

○市長 どうかよろしくお願い申し上げます。失礼いたします。

○事務局 それでは、初めに審議会委員の交代につきまして、向日市都市計画審議会条例第3条、及び同運営規則第5条第1項第3号の委員に異動がございましたので、ご紹介申し上げます。

今回、京都府の人事異動に伴いまして、京都府乙訓土木事務所長、河内氏のご就任されました。よろしくお願い申し上げます。

○委員 この4月に参りました河内でございます。よろしくお願い申し上げます。

○事務局 ありがとうございました。委員の異動につきましては、以上でございます。

議事にお入りいただきます前に、本日の議員のご出席状況をご報告申し上げます。今回の委員会を所用により神吉委員、高田委員、長谷川委員が欠席されております。

現在、ご出席の委員は12名でございます。本審議会条例第6条第1項に定める定足数を満たしております。よって、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。

なお、皆様にお伝えしておくことがもう一点ございます。今回、3号委員でございます向日町警察副署長の高田委員が所用により欠席されておりますが、3号委員は関係行政機関の職員となっており、向日町警察署としてのご意見を都市計画案に反映させるために、同規則第6条の規定により衣笠交通課長にお越しいただいております。

同規則第6条につきましては、会長が必要と認めるときには委員以外の者を会議に出席させて意見を述べさせ、または説明させることができるとなっております。

衣笠交通課長、よろしくお願いいたします。

それでは、この後の進行につきましては、川崎会長にお願いいたします。

○会長 それでは皆様、ご参集賜りましてどうもありがとうございます。この後の議事進行につきまして、私が議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

本審議会は、原則公開で運営をしております。本日の審議事項につきましては、向日市情報公開条例第6条各号のいずれかに該当して、非公開とすべき情報は含まれておりません。

したがって、本日の議題につきましては、この会議を公開することにいたします。

また、本審議会の会議録は市のホームページにおいて公開となりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局のほう、本日の傍聴者はおられますでしょうか。

○事務局 傍聴者はなしです。

○会長 なしということですね。はい、ありがとうございました。

それでは、ただいまより「平成27年度 第1回向日市都市計画審議会」を開催いたし

ます。最初に事務局のほうから本日の議事、資料の確認をお願いいたします。

○事務局　本日の議事は、報告事項が１件とその他報告が１件ございます。

それでは、資料の確認をさせていただきます。事前に配付させていただきました資料をご用意願います。お手持ちの次第の２ページ目が配付資料一覧となっております。各資料の右上に資料番号が振っておりますので、ご確認をしていただけますでしょうか。ご不明な点がございましたら、事務局までお尋ねください。よろしいでしょうか。

それでは、引き続き、報告内容の説明を行います。

○事務局　それでは、「京都都市計画　用途地域等見直し原案」につきまして、ご説明させていただきます。本日は、用途地域などの見直しを行います対象地区の概況や見直しの経緯、見直し原案などについてご説明をさせていただきます。

前のスライドをごらんください。

初めに今回の見直しの対象となる地区ですが、右の地図に赤枠で示しております市の北部に、用途地域が現在、工業地域に指定されております寺戸町八ノ坪、通称「北八ノ坪地区」と寺戸町蔵ノ町、修理式、二ノ坪、寺田などの蔵ノ町等地区の２地区となります。

対象地区を上空から見た写真です。左上の写真が北八ノ坪地区でございます。赤枠が見直しの対象地区となります。右下が蔵ノ町等地区で、両地区ともに住宅が広がる町並みとなっていることが分かります。

それでは、対象地区の現況について、詳しくご説明させていただきます。

まず、土地利用の現況ですが、先ほどの上空写真からもわかりますように、両地区ともに大部分が住宅地を示すオレンジ色となっておりますが、蔵ノ町等地区には公園を示す緑色や工場を示す青色が見られる状況となっております。

次に建物用途の現況ですが、両地区ともに大部分が戸建て住宅を示す黄色となっておりますが、上の北八ノ坪地区には、住宅兼事務所を示す青色や住宅兼小売店を示す茶色などが数件見られます。また、下の蔵ノ町等地区では、工場を示す水色や集合住宅を示すオレンジ色が見られる状況となっております。

次に、建物高さですが、両地区ともに大部分が２階までを示す白色となっておりますが、

上の北八ノ坪地区では高さ 3 階を示す緑色が見られます。一方で、下の蔵ノ町等地区では青色で示されております高さ 7 階の建物が見られます。

次に、公園です。土地利用の現況でも触れさせていただきましたが、対象地区であります蔵ノ町等地区には住宅開発に伴って整備された「修理式ふれあい公園」や「二ノ坪公園」の 2 カ所の公園が配置されております。また、近隣には隣接する桂川・洛西口新市街地に「寺田西公園」「寺田東公園」が整備されております。また、北八ノ坪地区におきましても、地区内に公園はありませんが、近隣には隣接する桂川・洛西口新市街地に「洛西さくら公園」が整備されており、住宅地としての環境形成に寄与しております。

次は、対象地区の人口・世帯数の推移です。左の北八ノ坪地区につきましては、人口は減少傾向ですが、世帯数はほぼ変化がない状況となっております。

一方、右の蔵ノ町等地区につきましては、平成 12 年から平成 17 年にかけて大きく増加しております。この間に電機工場の廃業、そして工場跡地の住宅開発が行われ、現在の住宅地としての街並みに変化していった時期となります。

ここからは対象地区周辺の用途地域の移り変わりについてご説明させていただきます。昭和 43 年に都市計画法は大きく改正され、市街化区域・市街化調整区域といった区域区分、いわゆる線引き制度が導入されるとともに、都市計画の決定権限が国から京都府に権限移譲が行われました。また、昭和 45 年に建築基準法が改正され、用途地域が 8 種類へと細分化されました。これらの法改正を受け、本市におきましても、昭和 46 年に市街化区域・市街化調整区域の線引きを行い、昭和 48 年には用途地域を細分化した変更決定を京都府が行っております。

この頃の蔵ノ町等地区には、井上電機製作所や京都ダイヘン産業などの工場が立地していたことから、用途地域は工業地域が指定されております。また、北八ノ坪地区は麒麟ビール京都工場と連続した地区であったことから、隣接する京都市域とともに工業地域に指定されております。

次に移ります。平成 4 年に都市計画法及び建築基準法が改正され、用途地域がさらに細分化され、今の 12 種類となっております。この法改正を受け、本市におきましても、平

成 8 年に用途地域を細分化した変更決定を京都府が行っております。このときに左の赤丸部分につきましては、寺戸中学校の校舎部分を、また右の赤丸部分につきましては住宅地化が進んだこともあり、住宅地の環境を保全するために工業地域から第 1 種住居地域へと変更を行っております。

次に移ります。赤丸の部分ですが、平成 11 年にキリンビール京都工場が操業を停止し、その後、平成 18 年から工場跡地において土地区画整理事業が行われ、土地利用の転換がなされたことに伴い、平成 22 年に用途地域を工業地域から商業地域及び近隣商業地域へと変更を行っております。

次に移ります。赤丸の部分ですが、皆様も御存じのとおり、阪急洛西口駅東地区におきまして、土地区画整理事業が行われ、土地利用の転換がなされたことに伴い、平成 24 年に用途地域を商業系及び住居系へと変更を行っております。

このように、本市におきましては、法改正や土地区画整理事業による計画的な土地利用の転換などをとらえて、用途地域の見直しを行い現在に至っておりますが、その中で北八ノ坪地区と蔵ノ町等地区におきましては、工業地域のままで現在に至っている状況となっております。

しかし、先ほどの見直し対象地区の現況でも見ていただきましたように、両地区の現況は住宅地となっておりますことから、将来起こり得る不安要素としましては、イラストにもありますように、住宅地の中に工場が混在するといった状況が想定されます。

このことから、第 2 次向日市都市計画マスタープランにおきまして、北八ノ坪地区を新市街地地区、蔵ノ町等地区を中密度住宅地区に位置付けたところです。

そして、今年度、この都市計画マスタープランに基づき、両地区の用途地域の見直しを行わせていただきたいと考えております。

それでは、北八ノ坪地区の見直し原案について、順を追ってご説明させていただきます。

これまでご説明させていただいたとおり、北八ノ坪地区につきましては、現状の住環境を維持することが担保できない状況であり、また隣接する京都市域の住宅地につきましては、現在、京都市が用途地域を工業地域から第 2 種住居地域や近隣商業地域などに変更す

る見直しを進められております。

このことから用途地域の見直しの基本的な考え方としましては、周辺地区との連続性に配慮した住居系に変更することを考えております。

見直し原案ですが、上の表が現在の用途地域などの指定状況です。これを周辺の用途地域などと整合を図った内容に見直しします。

下の表ですが、用途地域につきましては、南側の阪急洛西口駅東地区などとの整合を考え、店舗や事務所などのある程度の用途の混在を許容しつつ、既成市街地の住環境を保護する第2種住居地域に、そして高度地区は、南側の阪急洛西口駅東地区が第3種高度地区を指定しておりますので、同じく第3種高度地区に、同様に防火地域または準防火地域につきましても準防火地域に変更することを考えております。

次に、蔵ノ町等地区につきましても、これまでご説明させていただいたとおり、現状の住環境を維持することが担保できない状況となっており、また都市計画道路、桂寺戸線の整備が進んでいますことから、沿道用途の混在も懸念されます。

このことから用途地域の見直しの基本的な考え方としましては、先ほどと同じく周辺地区との連続性に配慮した住居系に変更することを考えております。

見直し原案ですが、下の表でございます。用途地域につきましては、周辺地域との整合を考え、大規模な店舗や事務所などの立地を制限し、既成市街地の住環境を保護する第1種住居地域に、そして高度地区につきましても周辺地域が第2種高度地区を指定しておりますので、同じく第2種高度地区に変更することを考えております。

次に、隣接する京都市域を含めた新旧対象図を用いて、今回の用途地域の見直し案を見させていただきますと、赤線で囲まれておりますところが今回の見直し対象地域となります。工業地域を示す水色が、見直し後はそれぞれ周辺地域との連続性に配慮された用途地域となることにお分かりいただけるかと思います。

次に、今回、用途地域を見直すことより、既存不適格となる建物についてでございます。対象地区の現況でも触れましたが、蔵ノ町等地区におきましては、一部工場があることから、用途地域を見直すことより、表にあります工場が既存不適格となります。

既存不適格となります両事業所には、これまでに何度か市からご説明に上がらせていただいております。この6月にも今年度、都市計画変更手続を行う旨の説明をさせていただいております。両事業所から特段、ご意見、ご要望はなく、ご理解を得ている状況でございます。

次に、今後の手続についてご説明させていただきます。

一番上の緑色部分が本日の都市計画審議会でございます。

今後、9月下旬頃から向日市まちづくり条例に基づき、公告・縦覧と説明会を順次、実施させていただくとともに、今回の用途地域の見直し案に対し、意見を公述されたい方の申し出を受付けし、申し出があった場合は公聴会を実施いたします。

これらを踏まえまして、都市計画案を作成し、11月頃に都市計画審議会を開催し、案の報告を行った後に、次は都市計画法によります都市計画案の公告・縦覧を予定しております。

この都市計画案につきましても、ご意見のある方は縦覧期間中に向日市へ意見書の提出を行うことができます。

都市計画案の縦覧を経た後、11月頃に都市計画審議会に付議し、ご承認をいただいた場合に、都市計画決定される運びとなります。

なお、最後となりましたが、本日配付させていただきました資料6-1、資料6-2につきまして、今回の用途見直しともかかわりますので、若干ご説明させていただきます。

資料6-1をごらんください。資料6-1につきましては、新聞報道などがありましたとおり、去る3月6日に国土地理院より全国都道府県市区町村別面積の公表があり、向日市の市域面積が7.67平方キロメートルから7.72平方キロメートルに改められました。この変更はデジタル地図が整備されたことから、計測方法が変更され、精度が向上したことによります。

資料6-1は、そのときの国土地理院の公表資料となります。赤のアンダー線がされているところが向日市で、7.72平方キロメートルとなっていることが確認できるかと思っております。

次に、資料６－２をごらんください。

資料６－２につきましては、皆様も御存じのとおり、用途地域につきましては各用途地域の面積も併せて都市計画決定しております。このことから、今回の用途地域などの見直しにおきましては、新たな市域面積であります７．７２平方キロメートル、ヘクタールにしますと７７２ヘクタールで計測し直した各用途地域の面積で、都市計画変更することとなります。

資料６－２につきましては、表の左が市域面積７６７ヘクタールのときの各用途地域などの面積となります。この値は、平成２４年１２月２５日に決定告示されているものでありまして、公式には現在も各用途地域などの面積はこの値となっております。

次に表の真ん中ですが、国土地理院公表によります７７２ヘクタールで再計測をしました各用途地域などの面積となります。そして、表の右が真ん中の表の値から今回の用途地域などの見直しを行った場合の各用途地域などの面積となります。

今回、見直しを行いますと、面積は左の表の値から一番右の表の値へと変更されることとなります。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○会長　　どうもご説明ありがとうございました。一挙にご説明いただいたので、委員の先生方は資料を事前に配付いただいているので、ご確認いただいているかと思いますが、まず資料４－３に、昭和４８年から現在までのプロセスを一覧でまとめた資料もございますが、これについてご説明をいただきました。

それで、工業地域周辺の実際の利用が住居系になっているということで、今回のご提案ということで資料４－２のところにまとめて書いていただいておりますが、旧から新へという今回の赤い丸のところの変更についてご説明をいただいたということでございます。

要点は全体を通じて、この都市計画の流れとしてはこういう傾向にあってということでお話しいただきましたので、全体都市構造から見ても無理のない変更ということで、ご説明をいただいているかと思います。

それから、最後に面積の、これは市長も降って湧いたというようにおっしゃいましたが、

デジタル精度が高くなったということで、これは非常によかったお話だと思いますが、そのような形で取りまとめられているわけでございます。

以上のご説明ということですので、これにつきまして、今日は本審議会の議事事項でございますが、ご意見やご質問をよろしくお願ひしたいと思ひます。いかがでしょうか。

○会長　西田委員、お願ひします。

○委員　先ほどの説明の中で、現在、工業地域に指定されている今回の変更区域の下のほうの大きいところで、不適格建物が工業系であるよということで、現在のところでは特段、異論がないようなお話ですけれども、この不適格建物の内容は、容積的なもの、建ぺい的なもの、それから建物のいわゆる使用用途としてのものなのか、その辺の不適格の中身はどうなっているんでしょうかね。

○会長　事務局のほうから、ご説明をお願いします。

○事務局　はい。不適格ですけれども、2つ建物としてはありまして、青い丸が囲ってある上のほうがメッキ工場でありまして、用途が工場なので、変更すると面積が50平方メートル以上の作業場はできないので、その関係で不適格になるということです。建ぺい、容積率に関しては十分満足していることになります。

下のほうの工場ですけれども、工場というよりも主は機械ですね。自動計測器の機械とか、あとラベル、洋服とかについているラベルの印刷をされているところになります。これも作業面積は50平方メートル以上を超えるということで、その部分が既存不適格ということになります。

建ぺい、容積も同じく工業地域は60/200と。今度は第1種が60/200ということで、建ぺい、容積に関しては満足しているということで、建物の使い方、用途、その部分のみの既存不適格ということになります。

○委員　周辺に住んでおられる方々との間で、通常、騒音が発生しやすいだとか排水やにおい、臭気的な問題でメッキ工業そのものも多少気になる場所ですけれども、その辺で現在、苦情あるいは操業をされているところでのトラブルみたいなものはないのですか。

○会長　いかがでしょうか。

○事務局　もともと先ほどお話がありました井上電機という電機工場の中で作業をされてまして、それが平成14年ぐらいですね、工場を閉鎖されてまして、それから住宅地が建ったんですけれども、それから以後、先ほど心配されているメッキ、音とにおい、その辺のところに関しては市のほうには苦情とか問い合わせとかに関しては来ておりません。

○会長　分かりました。お聞きしたところによると将来、例えば増築とかそういう意図も特にないということですね。

○事務局　そうですね。6月2日に2つの事業所に説明しに行かせていただいたのですが、そのときに社長さんとお話しさせていただいた中では、今のところさらに建物を増築するとか機械を新たに増設するとかいう計画はないというふうにお聞きしております。

○会長　よろしいですか。

○委員　はい。

○会長　ほか、いかがでございますでしょうか。はい、お願いします。

○委員　すみません。高さ制限で20メートルということであつたのですが、先ほど一つ、7階建てというのがあつたと思うのですが、これは高さ制限が、同じように既存不適格になるのではないのでしょうか。

○会長　お願いします。

○事務局　はい。もともと7階建てのマンションですけども、これも京都ダイヘンという電機関係の工場がありまして、これも同じく、平成14年ぐらいには他の地域に移転されました。そのときの開発の中で、もともとの京都ダイヘンという工場があつたので工業地域に指定していました。それで、今後、住宅にされるのでしたら、将来的には第一種住居、第2種高度地区に用途変更したいというのを開発事業者にもともと説明してまして、その中で高さ関係、周りが全部20メートルということで規制してますので、将来的にはそれにするというので、その建物がその基準を満足するようなプランで建てていただきたいということで協議を重ねまして、その基準を守る内容になっております。

○会長　20メートルはしっかり守っているということですね。

○事務局　はい。

○会長 分かりました。ありがとうございます。

ほか、いかがでございますでしょうか。よろしいでしょうか。

はい、お願いします。

○委員 その図で4階建てのですかね、集合住宅になっているものですが、あれの接道といいますか、入り口はどちら側から。北のほうなのか、南のほうなのかというところなんですけれども。それと、この南のほうには道路があるのかなのかというのをちょっと確認したいですけどね。

○会長 事務局、お願いいたします。

○事務局 その建物はもともと国の官舎でありまして、今は財産処分されているのですが、接道に関しましては南側のほうに向日市道がありまして、幅員約6メートルの向日市道があります。

○会長 よろしいですか。

○委員 随分狭いですね。

○会長 またご意見ございましたら。

○委員 はい。

○会長 はい、どうぞお願いします。

○委員 今の西田委員に関連してなのですが、2つの集合住宅ですね。1つはリメイクされて今普通の集合住宅という形で住んでおられて、東側が解体工事が今始まっていて、解体工事に関してアスベストの関係とかということを私は地域の住民の皆さんから心配の声を聞いていて、近畿財務局に、京都のほうに尋ねてみました。そのときにはアスベストの調査報告では飛散しないというような言葉でいただいているのですけれども、やはりこれは相当前にできた建物ですので、これについては住環境の問題でというふうになっているのか、解体後は民間保育園ができるということを私も聞いております。

ですから、やはり今、西田委員がおっしゃいましたように、南側に道路があるのですが、その道路も非常に狭いという形なので、やはりその辺なんかも今後どういうふうに市はつかんでおられるのか、ここのアスベストは、京都府が解体工事の許可を出すということで、

京都府の方が来ていらっしゃるのです、この点についてはどのようになっているのか、ちょっとお伺いしたいなというふうに思いますけれども。

○会長　それでは、まず事務局のほうから道路に伴う点とか、それから解体工事の点で答えになれる範囲で答えいただけますか。

○事務局　南側道路幅員は、現状約6メートルと把握しております。

今後ですけれども、保育園という話があるのですけれども、向日市のまちづくり条例に抵触する規模でありますので、そのまちづくり条例の手続の中で道路の幅員は、後退する必要があるのかどうかとか、そこら辺をちょっと決めていきたいというふうに思っております。

○会長　やっぱり現状では狭いという認識は。

○事務局　6メートルの幅員はありますので、普通、住宅街は全て一応6メートルで開発指導はしておりますので、そんなに狭いという感じはないかと思うんですけれども。

○会長　保育園の方が出入りしたりすると歩道とか、それを含めずに6メートルということですね。

○事務局　車道として6メートルあります。

○会長　歩道は歩道で設置されるという理解でよろしいでしょうか。

○事務局　今後、まちづくり条例の中で、幅員はどれほど必要になるかを協議していきたいと思います。

○会長　工事の件につきまして、すみません。

○委員　その件につきまして、私は初めて聞かせていただきましたので、我々のほうで出ているのであれば、また資料等を提示させていただきますし、環境部局になりますと本庁が直接やっておりますので、そちらのほうに確認をする必要がありますので、ちょっと申し訳ございません、この場で答えることはできませんのでよろしくお願いします。

○会長　はい、ありがとうございます。

○委員　要望だけいいですか。

○会長　はい。

○委員　　今、アスベストにつきましては非常に問題になって、アスベストで亡くなられたという方も聞いておりますので、ちょっと回答を個人的でも結構ですのでいただきたいというふうに、これは強く要望しておきたい。もう解体工事は始まっておりますので、やっぱり市民の皆さんはアスベストのことに関して、ＪＲの以前、久々相の官舎のＡ棟の解体が始まったときにも、アスベストのことで非常に皆さん心配されていたので、そのときは向日市のほうでもつかんでおられたのですけども、今回のほうは全然向日市は聞いておられなかったので、すぐ調べていただいてもらったのです。

ですから、向日市内のことでしたら全て今、法的にどうなのかちょっと分からないのですけれども、やはり向日市内のそういう解体工事にしてもなぜ府の許可だけで、それでも向日市には何にも連絡しないですむのかなというのが少し不思議ですので、ちょっと疑問ですので、その点についてもまた知らせていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。

○会長　　それでは、またこの件については情報等がありましたら、よろしくお願いします。それから、事務局のほうも引き続き、京都府のほうからも情報をいただくようお願いしたいと思います。

それでは、ほかにございますか。

○委員　　すみません。

○会長　　はい、どうぞ。

○委員　　今の西側の２つ目のほうが何か用途的に活用されるようなものがあるのかないのか。先ほどのアスベストの問題は行政も含めて責任ある対応をしていただかないと被害が拡大しますので、死亡報道もされている。法的に違反をしないよう、厳重に関係者の方には対応していただきたいと思うのですけれども、ここは審議会ですので基本的には今、上のほうに出ている集合住宅のところの周りが近隣商業になっているんですね。今言われている左側の今後の可能性のあるものが、用途的に何か方向性があるのであれば、そのことも考慮していく必要があるんじゃないか。つまり、用途地域を指定するときですね。通常、一団の状況からすると、土地利用的にもうちょっと多様な利用の仕方が可能なように

しようと思うと、ここを近隣商業にしてもいいのと違うかなというような気もするのですね。だから、ここを住居系でという市の方向性に合理性があるかだけがちょっと確認をしたいのですけどね。

いろいろ言うと、この前から北部開発のところでの用途地域の議論がありますけれども、容積率いっぱい出せということはないのですけれども、結果として土地利用的に商業系が建つほうがいいのか、やっぱり住居系でいいのかというのは、結構ここは道路が南側にあるという点からすると、南の道路によって北と南の住宅地と区分が分かれるわけですね。そうすると、一体的というような用途地域から考えると、住居系に設定されたということについて、ちょっと見解なり考え方が分かれば教えていただきたいということです。

○会長　　いかがでしょうか。

○事務局　　今の西田委員のご質問でございますが、庁内でもこの件は議論しまして、実際に今の北側のほうは、近隣商業地域の中でマンションが計画されております。

それと、先ほど出ましたように、今飛び出ているところの用途が、実際の使われ方が西側がもう住宅系で使われている。それから、今のほうについては、保育所を含めた利用ですので、ここも住居系にするので妥当という結論でございます。

ただ、分かりやすく地域を明示すると、道路で区切るとかいう一定ルールはございますので、それについては、やはり今の中で行きますと、道路で区切ったほうがいいかなという意見もございました。

これは今、西田委員がおっしゃられるように意見が分かれるところでございまして、用途の使い方で今回の変更でここだけという、近隣商業にするということより、今まで一体として利用されているので同じように住居系、第1種住居で用途変更したいというふうになったところでございます。

○委員　　今の保育所になる予定の右側というのは公園ですかね。住居系でやっている左側のちょっとぺこっとなっているところは、今何になっているのですか。そこは。

○事務局　　左側ですね。

○委員 はい。

○事務局 左側のほうは公園が含まれています。

○委員 両方、公園ですか。

○事務局 はい。周りが公園で一応区切られていると。実際の用途としては。ということの中で、一体的に考えると南側に合わせたと。

それから、左側の建物については、もともと国税寮、国の寮だったのですけれども、同じように民間の賃貸住宅として使われておりますので、そういう中だと今の用途と合致しますので、そういうふうに判断させていただきました。

○委員 ということは、公園によって、いわゆる近隣商業地域と住居系がある意味で境界線的に区分されてしまうという点からすると、住居系のほうが望ましいんじゃないかという判断なんですね。

○事務局 はい。

○委員 はい、分かりました。

○会長 ありがとうございます。はい。

○委員 その近隣商業地域の中に長谷工が15階建てのマンションを今建てていますので。ですから、近隣商業地域といってもトヨタがあったり、いろんな会社があるのですけれども、当初は90メートルのマンションを3つ建てるというところだったのですよね。それを切り売りされて、洛南小学校とかトヨタとか、それから長谷工のマンションが一番大きくて450戸建てのマンションですね。そういう15階建てが建つということになっていますので、そこもある意味では商業地域というよりも住居に当たるのではないかなというのとは私も思うんですね。

ですから、その辺で少し公園で分けてあるということは言い切れないのではないかなというふうに思いますので、また地域を御存じでない方がいらっしゃったら、私からももう少し付け加えておきたいなというふうに思います。

○会長 ありがとうございます。

今のご意見で、西田委員のご意見も含めて、道路を挟んだ東西の側というのは、公園及

び住居系の主な計画でまとめられて、しかもその北側の近隣商業地域については山田委員の意見で、マンション等を建てるといった計画がされているということです。全体として一体性というのは一つ担保されているというふうには思います。

ほか、いかがでございましょうか。

それでは、この件につきましては、ご意見を伺う時間を終わりたいと思います。

それでは、事務局のほうからそのほかの報告をお願いしたいと思います。

○事務局　それでは、その他の報告といたしまして、向日市歴史的風致維持向上計画について、私、企画調整課の長谷川からご報告させていただきます。失礼ながら着席してご説明させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

向日市歴史的風致維持向上計画につきましては、平成20年に制定されました地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律、歴史まちづくり法とか歴まち法といった言い方もしますが、この法律に基づきまして策定し、国の認定を受けたものでございます。

本市が歴まち認定に至るまでの経緯についてでございますけれども、3年前、平成24年に国土交通省からまちづくりへのアドバイスと歴まち法の活用についてご紹介をいただきました。その後、庁内で調査、研究を重ねる中で、国交省や京都府のご意見を伺い、歴まち計画の認定の可能性があるということが分かりまして、歴まち認定へ向け検討することとなりました。そして昨年7月、法に基づきます向日市歴史的風致維持向上協議会を発足いたしまして、本格的に歴まち認定に向けての取組を始めるとともに、国交省、農林水産省、文化庁と事前調整を開始いたしました。

協議会につきましては、会長を大阪大学名誉教授の脇田修先生に、副会長を本審議会の委員でもあります神吉紀世子先生にお願いさせていただきました。国と事前協議をしていく中で、協議会のご意見もお伺いしましてまとめた内容について昨年12月にパブリックコメントを実施いたしまして、計画策定の作業を進めました。

そして、今年に入りまして1月15日に国から認定の申請をしてもよいという許可をいただきまして、1月21日に正式に申請を行い、2月23日に認定を受け全国で47番目、府内で京都市、宇治市に次ぐ3番目の認定市となったところでございます。

では、次に本市の歴史的風致についてご説明させていただきます。

計画認定には、国に歴まち法の定義による歴史的風致を認めていただくことが非常に重要な要素となっており、計画の中でも歴史的風致の説明が多くなっているところであります。

では、歴史的風致とは何なのか、なかなか聞きなれない言葉でございます。また概念的なもので一言でご説明するのは難しいんですけれども、法によりますと地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動と、その活動が行われる歴史上、価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境と定義されておりまして、ハードとしての建造物とソフトとしての人々の活動を合わせた概念でございます。

ハードとしての建造物、例えばお城とその周辺の城下町といったものと、ソフトとしての人々の活動、例えばお祭りでありますとか、年中行事などという、その2つが重なり合って一体となっているものが歴史的風致ということになります。

つまり、歴史的建造物だけが残っているのでもなく、また人々の伝統的な営みだけが続いているのではなく、その両方が一体となって形成する良好な町の環境を維持向上させ、後世に継承していくことを目指しているというのが歴史的風致ということになります。そういう歴史的風致が本市にあるかということが計画認定の核心でございます。

国との事前調整や協議、指導により、「資料5」、前にもパワーポイントで出しておりますけれども、本市では6つの歴史的風致として整理させていただきました。

1つ目は黄色の向日神社にかかる歴史的風致であります。国の重要文化財である向日神社本殿であるハードの部分と氏子組織によって脈々と受け継がれている神幸祭、還幸祭など各種祭礼といったソフトの部分が一体不可分として良好な市街地の環境を形成してきているというものでございます。

2つ目、紫色でございますけれども、史跡長岡宮跡にかかる歴史的風致につきましては、史跡である長岡宮跡と大極殿祭や長年にわたる発掘調査が日常の暮らしの中に溶け込んでいるということでございます。

3つ目、オレンジ色で示しておりますけれども、古代の街道につきましては、西国街道や歴史的建造物等と鶏冠井題目踊りなどで整理しております。

4つ目、青色でございますけれども、用水・ため池と条里制水田でありますけれども、古代中世以来の条里の地割が残る場所と都市近郊農業としての営みであります。

また、私も担当者としまして、国との協議の中で、歴史的風致になるものとしてアドバイスをいただきまして、これまで自分たちにはもう当たり前にあるものだ、地名としても普通に小字名とかに残っているものだということで、ふだん特に認識することもなかなか少ないという状態でしたけれども、改めて本市は貴重な歴史文化資源の宝庫であるということも気付かされるということがございました。

5つ目、緑色ですけれども、竹林とタケノコ栽培でございます。単なる竹林ではなく、農家の努力の結晶としてタケノコ畑があるということで定義をさせていただいております。

6つ目、鉄道と住宅地、ピンク色でありますけれども、昭和初期に造成された西向日住宅地と住民みずからの手で居住環境を守る活動が継続して行われているということでございます。

資料の真ん中の地図をごらんいただければと思います。他の認定都市では、広い地域の一部に歴史的風致が点在しているのが一般的でございますけれども、本市、先ほども7.72平方キロになったということですが、コンパクトな地域の大部分に6つの歴史的風致が折り重なっていることが分かっていただけたと思いますが、他の市と違って非常に特徴的なものになっております。

なお、そのほか歴まち法の定義に当てはまる歴史的風致ではございませんけれども、古墳や桜など、本市には数多くの貴重な歴史文化資源があるということは間違いのないということもご承知おきいただければと存じます。

本市といたしましては、計画の認定を受けることにより、歴史を生かしたまちづくりに当たって、歴史のある町として全国的にも広く知られるという大きな効果がもたらされること、また国からの手厚い支援を期待しているところでございます。計画期間は10年間となっております、今後、歴史的風致を維持・向上するために歴史まちづくりを推進し

ていくこととなります。

まず、今年度は歴まち計画の認定を受けたことを契機に、本市の歴史の事実と魅力を国内外に発信し、歴史を生かしたまちづくりを進めるため、認知度アップPR、交流拠点整備、ルート整備の3つの柱を立てて事業展開をする歴史あふれるまちづくり推進事業としまして積極的にPRし、向日市の認知度をアップしていくことからまずは始めていく予定でございます。

以上、簡単でございますけれども、向日市歴史的風致維持向上計画についてのご報告とさせていただきます。

○会長 はい、どうもありがとうございました。

冒頭に市長からも公約でということで特にお話があった歴史的なまちづくり、向日市の非常に重要な課題になっています。今の説明につきまして、何かご意見等ございましたら。

○委員 はい。

○会長 はい、お願いいたします。

○委員 先ほど安田市長もおっしゃっていましたように、会長さんも今言ってくださったように、また府会議員の磯野さんもとにかく観光振興、歴まちの歴史のまちづくりを進めるために死ぬ気でやると宣言をしておられまして、私どもももう大賛成で、それでこの歴まちの指定を受けたことと、それから長岡京跡はほとんどが向日市にあったということで大々的に宣伝して、そして市役所を東向日駅に持ってきて町を活性化するというすばらしいプランをお立てになって活動されていくものと喜んでいるところなんですけれども、文化資料館の館長の玉城さんのほうともよく話をするのですが、残念ながらこれはかなり近世のものが多くて、本来ですと史跡寺戸大塚古墳よりも古い3世紀の五塚原古墳、これが実は大陸との関係で日本最古の前方後円墳であるし、奈良の箸墓古墳より古いかもしれない卑弥呼の墓の原型ではないかという説を立てている学者もいらっしゃるということで、あの山には埴輪がないということは、古墳に埴輪が出てきたのは4世紀頃で、3世紀には人間が王様の亡くなった後のお世話をするために生きて埋められていたということをして「魏志倭人伝」に日本のことを書いてあるわけで、その後、桓武天皇とか桓武天皇皇后陵があ

ったり大極殿跡ができたり朝堂院とか、とにかくここはただの町ではないということで、日本というこの国の名前も昔は倭国だったのですけれども、その倭の字が何か人が身をかがめているような形で、ちょっと余り古代の日本人は好まなかったそうで、それで名前を変えてくれと日本側から大陸のほうにいろいろ頼んだら、大陸から見て日の下に、東のほうから日が昇るので、東側にある島なので日の下と書いて「ヒノモト」ということで、日本という名ができたということが「魏志倭人伝」に書いてあるのです。

ということは、その向日という名前というのは、日に向かうというすごい名前を持っている町だということなので、ぜひとも町おこしにこの崇高な都だったということを強調して、そして世界中からお客様を迎えられる観光都市として再建をしていくということで、ぜひ都市計画につきましても、市長は史跡指定を国にしてもらおうと、五塚原もと言っておりますし、史跡公園にと、これは民秋市長時代から史跡公園と言っておられたところですので、こことやはり東向日を結ぶような、そしてＪＲ向日町駅を、駅が４つもあるすごい町なので、ぜひ有機的に活用して、そして西向日のところには大極殿を再建して、すばらしい都だということで奈良に負けないような京都一すばらしい町にしていくというふうなことを、ぜひ都市計画におきましてもいろいろなところでご配慮をいただけたらありがたいなというふうに思っております。

一応、ちょっと希望を申し上げました。すみません。

○会長 貴重なご意見、非常に熱意のある前向きな形のご意見をありがとうございます。

いかがでしょうか。ほかにありませんでしょうか。

でき上がった計画を私も拝見させていただいたのですが、物すごく分厚くて、これだけの歴史をよく短期間で、玉城さんを初め皆様方のご尽力で立派なものできて、重要性も指摘されて、これから今のお話で史跡公園の指定だとかいろんなことにいくのですが、最終的にはまちづくりに反映していくということが非常に重要なことで、先ほども事務局から情報発信、そういうすばらしい場所であるということを認知していく、それから拠点づくりとかルート整備、特に今のお話で４つの駅につきまして、もともとこういう区域のエリアも広がっていて、マスタープランとか実際の都市構造図というのは基本的には車中心

の道路なのですが、歩く町というある種の徒歩からの構造をしっかりと作っていくと。休む場所だとか町家とか場合によっては中小路家であるとか、いろんなこういう再生の仕方に関しましてもしっかり今後やっていくと。

特に空き家とか町家の再生というのは、いろんな人がどういうふうに活用していくのか、銀行だとかそういうものに支援してもらうためにできるだけバックアップをしないと、いろんな意味で指定をしてあげるというのも大事ですね。文化的価値を高めるという戦略も大事かと思えますし、徒歩圏のまちづくり、そういうことをこれから貴重な資料を用いて、いかに今後、活用していくのかということは、そんなにすぐにはできないかもしれませんが、一歩一歩やっていただきたいと、非常に貴重な資料ができ上がったということで、まずは指定を受けて、都市計画審議会のほうもそれに応じてできる限り、こういうことがマスタープランを初め、いろんなところに反映していけるような形にしたいなというふうに考えていきたいと思えます。

いかがでしょうか。

○委員　この歴史的風致維持向上計画という一応計画的にはこういうような6つのゾーンを区切られて、景観的な整備というのが中心になるのか、先ほどはハードとソフトと両方言われて文化的な活動みたいなものも、例えば国のほうが指定すると国のほうがある程度そういうような活動だとか、あるいは施設整備だとか景観整備にそれなりの補助金といいますか、そういうようなものを付けてくれるような話なのか、そこはもう指定するのは国の役目で、あとはもうみんな勝手に市のほうでやれということなのか、その辺をちょっとお聞きしたいと。

それと、都市計画そのもののイメージは、いわゆる規制・誘導というようなものが都市計画法の本来的な方向性なのですね。そういう意味からすると、こういうような景観的なものを前進させようとか向上させようというときには、やはりそれなりの規制・誘導みたいなものが要るんじゃないかと。そういう意味で景観的なものとかそういう施設的なもので、市のほうとして今後何かこういうような方向で、いずれにしてもお金が多少要ると思うので、考えておられる方向があればちょっとお聞きしたいんですけどね。まだこれから

検討やということであれば、それでも結構ですけれども。

○会長 ありがとうございました。市のほう、何かお考えございましたら。

○事務局 具体的なことにつきましては、これから検討ということになるのですけれども、国からの支援という面では、歴まち法自体には取り立ててこの交付金があるということではございませんけれども、社会資本整備交付金などで国費率が上がるとかというような形で、普通にやっているより歴まち計画をとっていること、認定されていることによって、ほかの普通一般の事業よりは目をかけていただけるというようなことはあります。

それとあとは、ほかに国交省だけではなく農林水産省や文化庁とか、そういうところの補助金とかにもいろいろ配慮していただけるんではないかと期待しているところでございます。

○会長 補助金が国から支給されたら、基本的には西田委員がおっしゃったように地方自治というか、市民のほうでしっかり内容についてはやっていかないといけない。これまでも向日市のほうでは非常に市民の活発化したいろんな働きがありますし、議員の先生方の働きもありますし、西向日の周辺の住宅地であるとか、こういう写真にも載っている桜並木、大極殿など、桜のシーズンなんかは周りに住んでおられる方が楽しんでおられて、結局、文化的な資源とその背景にある竹林とか田園とか道路であるとか公共的な、農家さんの住宅であるとか、こういう当たり前の文化的景観、周りの景観みたいなものもしっかりと併せて守っていかないとはいけませんので、それは住民の力も大きいと思いますので、ぜひとも我々も大変期待しておりますので、市長からも非常に力強いお言葉をいただきましたので、考えていつていただきたいなと思っています。

○委員 はい。

○会長 どうぞ。

○委員 おめでとうございますということをまず言いまして。本当に素晴らしい資料を私も見せていただいたんですが、どうしても何かやろうというところとすぐ市民に見える形でサイン整備とか、何かハードのすぐできるところに走りがちかと思うのですね。

今おっしゃったように、何かお金がついたからこれをやろうというふうにずっと走りが

ちかと思うのですけれども、やはり安易な気持ちでそういうところに走ると、どうしても大事なものが目に行かないような景観整備に進みがちになるかと思います。本当にソフト面でのいろんな活動をきっちりと育てるところをまず重点に置いていただいて、それを連携していくような役割を行政とかが働いていただいて、そしてそれに基づく活動支援の拠点であったり、活動支援のそういうハード整備であったり、そういうふうに動いていただけたほうがいいのかなというふうに思いました。しっかりした質のいいものを作る時、ハードを作るときは、チェックをするような仕組みをぜひつくっていただけたらなというふうに思います。

よろしくお願いします。

○会長　大変ありがとうございました。貴重なご意見だと思います。また事務局のほう、よろしくお願いします。

そのほか、いかがでしょうか。はい、どうぞ。中山委員。

○委員　都市計画審議会から少し脱線するか分かんけれども、今こちらのほうにも所長さんお見えですけれども、物集女街道の改修をやっておられますね。そのときに私はいつも、自分もそうでしたけど、自分で思うのは、こういう歴史があるにもかかわらず、ただ単に道路を広げてるだけ。だから、こういう景観ということは向日市は考えておられるのかなのか、その辺をちょっとお聞きしたいね。せっかく広げるのだから、別に水木ロードみたいにしようかということもないけれども、やはりせっかく拡幅していくのだから、ちょっぴりほかにはないデザインにすれば、史跡はあるけれども向日市の姿が見えないから変わるんじゃないかと思うんです。その辺はいかがですか。

○会長　事務局、よろしいでしょうか。

○事務局　今、府道の整備につきましては、歩行者の安全と車の円滑な通行を目的に京都府において実施していただいているところであります。今、委員がおっしゃられた景観を配慮した内容につきましては、大変重要な話かと考えておりますので、必要な路線においてはそういうことを要望してまいりたいと考えております。

○委員　一つだけの目的のために大きなお金を使うのはもったいないという考え方があ

るんですよね。だから、ついでにちょっと発想をひねったら、やはりよそから来た人が竹の径を見て、笹をぱっぱっぱと眺めるだけじゃなくて、やっぱりちょっと魅力的な、ああ、向日市に入ったんやなというような、自動車で走って通過するんやからもうこの辺、通過道路ですよ。

だから、そういう意味で長岡京市、いかにも天皇陛下の里があるようにやられて向日市は負けていますけどね、だから、そういうことをちょっとひねってもらったらいかがですか。ちょっと都市計画審議会から外れますけどね。

ただ、都市計画審議会にちょっと言わせてもらおうと、この変更計画自体が環境が、周りが変わったから後ろから追っているような感覚がするんですよね。その辺はどうですか。今日のお話を聞いていると、周りの環境が住環境になってきたから工業地域だけれども外れると。こんなもん早よから外さないかんのや。その辺はどうなの。私らは非常に遅れているなと思うんやけれども、やっぱり都市計画審議会という名前にこだわるんやったら、やっぱり都市計画ってこうあるべきやというて、もっと率先していくのが審議会ではないですか。事務局、いかがですか。

○事務局　確かに都市計画、用途地域とか将来、見据えて決定して、こんなふうな町にしていきたいと、導こうというふうには確かに思っております。

確かに工場が撤退した後にすぐに住居地域にして、こういう建物を建ててもらおうというのは確かに理想なんですけど、なかなか用途地域を変更するのも時間等かかりまして、後先が反対になってしまうというのは実情であります。

○委員　別に私らも素人ですけどもね。そんな時間がかかるわけないと思うんやけど、いかがなものですか。

○会長　こういう都市計画制度にかかわる問題というのは住民の方々の一致だとか、そういういったいような問題があって、議員の先生方の働きもありますし、そういう全部がコンセンサスしていかないといけない、非常に難しいということでもありますね。時間もかかって、これは丁寧にやらないと、一つ間違うと大変なことになりますので、それは重要なことなのですけども、今の中山委員のご指摘は今後、都市計画に対してどういう先見的

な明を持っているかどうかと、そのときにはしっかりと都市全体を認知した上できっちりやっていくということです、その契機としてもこの歴史的風致に声を上げられて認定されたというのは、恐らく我々もそういう期待を持っておりますので、ぜひともこういうものも含めて、一つ資料をつくり上げるのもものすごく大変な作業、私はよく1年でそこまで書き上げられたなと思っています。

京都市がまずこの周辺ではやられて、それ以外のところではほとんどやってられないんですね。だから、そういう意味では先見的にこういうところにやっぱりまず声を上げられたというのは大きなことだと思いますし、これを機に都市計画の制度だとかいろんなところに、まちづくりに反映する意味でも大きな試金石になるなというふうに思います。そういうことですので、この中の議論もそういうことで進めていきたいと思っています。

○委員　議論が非常に大事だと思います。議論の一つとしてなのですけども、やはりなんじのまちに目覚めるべしではないですけど、向日市の市民の皆さんが本当にこの向日市の歴史をしっかりと、先ほどもハード面ではなくてソフトな面でいろいろと、もっともっとできることがあるんじゃないかということをおっしゃったんですけども、私は広島県竹原市というところへ視察に行ったことがあるのです。その駅をおりたときには、もう竹がいっぱいあるのです。本当に、ああ、ここは竹を大事にしている町なんだなというふうにね。もうそれだけでふっと駅をおりたときにイメージが湧くというような町も見させていただきました。

ですから、本当にほっとするような、確かにここを全部めぐることによって向日市の歴史が分かったり勉強することで分かったりですけど、やっぱりそこに、その場所に触れるというのは非常に大事だなというふうに思うので。やはり遅れている巡回バスですね。自分たちも高齢者、本当に高齢化率が高いですので、やはりこの巡回バスで周遊ができるような、ここに行って竹の径も行けるよというのがあると何か皆さん、駅でおりにこられてもいろんなところに、あっ、こちら向日市の観光場所、ポイントがあるというようなことが言いやすいなど。

よく私も向日町駅とか東向日のところで、「激辛」はどこですかとか、いろんなことを聞

かれるんですよ。竹の径はどこですかとかね。やはりそういう観光案内の案内板も作っていただいているんですけども、そういう向日市内を周遊するバスがあると、やはり自分の目で見に行ってもらって、こういう利便性があるバスがあるから向日市に一遍行ってみないかというような誘いもできるので、昨日も世界遺産の登録で日本の中で世界遺産がたくさん出てきているんですけども、歴まちの認定のことについても非常に努力されたのも本当に大変だったと思いますので、自分たちの町にやっぱり価値を認められて知るべしというか、そういうことからだんだん全体のムード、雰囲気を作って、そこに行かなくて分らなくて、そういう文化的なところからするのも、イオン桂川は、向日市側は竹になっていますけど、本物の本当の竹みたいなものが沿道にずっとあったりすると、非常にそれは一つの手立てかなというのを私自身もちょっと思ったりしております。

○会長　はい、ありがとうございます。コミュニティバスだとか観光バス、小型バスというお話もいただきました。貴重なご意見ありがとうございます。

ほか、いかがでございますでしょうか。お願いします。

○委員　この宣伝の仕方、規制があるんかどうかわらんけど、例えば今、山田先生がおっしゃったんやけども、私もちょっとほかへ行ったときに、ああ、ここは竹やねんと思ったのは、道路の上にばあっと横断幕で竹というふうにやっていましたね。それは余り私は見ませんので、ここに交通課長がいらっしゃるから、ああいう横断幕を両方に鉄柱を立てて、ばあっとやっている町がありましたね。そうすると、そこに入ったら、ああ、ここは竹が売りやねんとか、ああ、歴史が売りやねんとか分かるんやけど、今はそういうことはだめなんですか。横断幕で道路の上にばあっとやるのは。

○交通課長　はい、可能だと思います。

○委員　何かそういうのをこの近郊で、スマートな町なんで余り見ないんですけどね。それはやっぱり田舎に行ったらやっていましたよ。向日町は都会に準ずるから発想がスマートなのかわらんけどね。宣伝したかったら、そのぐらいの勢いでやったほうが分かるんと違うかなと、私はちょっとど田舎の人間やからね。ひとつよろしく願いいたします。

○会長　はい、ありがとうございました。

○委員　　今、中山さんがおっしゃってくださったように、本当に何か駅前とかの飾りがしょぼいんですよね。向日市ね。竹やかぐや姫。だけど、物すごい小っちゃいんですよ。かぐや姫がからっキーよりずっと小っちゃいのね。かぐや姫が出はる時間が、時々遅れるんですよね、5分とか。時間のときにかぐや姫がぴこっと出はるんやけどね。それでみんな待ってるんやけど出えへんで、それで交番に潰れているのと違うかと言うたら、いや、ちょっと遅れるねんとか言うて。

それで言ったら、あれは時計屋さんが寄附してくれはったもので、向日市が作ったのと違うと言われるんですよ。それは文句を言えへんな、もろうたもんやしとか私ら思うでしょう。何か東向日の時計もなくなってしまって、時間が分からないとか言ったってそれも商工会の時計やとか言うてね。

結構、向日市が駅前に配するものをちゃんとシンボルになるような、かぐや姫行列はやめてしもうたし、何か竹というたらかぐや姫ですよ。そういうのがもう何にもないんですよ。大塚さんのところから七夕の飾りをしてくれはったりとか何か市民はもう必死で努力してるんやけど、市が全然、駅前に配することに事業として取り組んでないというかね。だから、向日市のシンボルをやっぱ駅に置くように、そういう予算化も多分安田市長はしてくれはると思いますけど。

それと、物集女街道の拡幅も何か遅々として進まなくて、それはやはり湖山を潰して外環第二工区に行こうとしてた時代が40年ぐらいあって、それが今まだ都市計画路線に載っているのですけれども、それがもう五塚原古墳がすごい文化財ということでもうなくなっただけですから、早くそこはもう史跡公園として、そして物集女街道に国を挙げて力を入れてもらうように今、安田市長は一生懸命、頑張っているんで、これからもう少しは道路も駅もよくなると思いますけれども、そういうふうにみんなが町を愛して、そういう予算はかけてもいいよというふうに、東向日にいいものがなくなって寂れないように、そこに市役所を持って行って、そこに食堂とか入れて町の人がみんな喜べるような集れるところができるような、そういう何か町おこしの拠点を東向日に持ってきたり、文化の拠点を西向日に持ってきたりとか何かそういう作戦を、市長がもう作戦を立てると言ってま

すが、そういう戦略を持ってやらないと、黙って人様がやらはることに先ほどおっしゃったみたいについていくだけでは、よそから比べたら相当遅れてますので、これは戦略的に町を観光化とか活性化していくことに歴史を生かして、そういうことを議会も全力でやりたいし、市民もそれをしたら喜んで、一緒に知恵を出したりボランティアもやってくれると思うんですね。そういうことを都市計画審議会も一緒にやっていけたらいいなと思います。

○会長　はい、ありがとうございました。地元戦略から駅の広場整備であるとか拠点整備である道路整備、それを通じてハードからソフトの話として、トータルで大きなまちおこしを練っていくと。戦略会議なるものをまた別途作らないといけないのかもしれませんが、それはこの都市計画審議会の中でまたご議論いただくこともありますし、また別途、庁内横断的な中で作っていただくかもしれませんし、そのあたり非常に我々都市計画審議会としても非常に期待してるということでございますので、どうぞまた、これは一足飛びに急にやるというのはなかなか難しいとは思いますが、まず一つできることからしっかりと認識しながらやっていけると思いますのでぜひとも、事務局のほうもいろいろ大変だと思いますけれども、これは重要なことだと思いますし、国でいろんな地方創生とか、別にそういうことと関係ないにしても、これからの人口減少の中でいかにこういうコンパクトな、もともとコンパクトな集落を持っているまちづくりということは、しっかりと歴史に基づいてやっていくことは十分可能だと思いますので、ぜひともよろしくお願いいたします。

○委員　今おっしゃられたように、いわゆる都市計画というのは、先行的に規制・誘導していくという計画づくりなので、先ほどは私もちょっと忘れていたわけじゃないのですが、けれども、こちらのほうの近隣商業のところでマンションになっているということは住居系になるから、ある意味で近隣商業の南のほうがこれだけ住居系になるのだったら住居系のほうにしといたほうがよかったのかなという、今になれば結果的に思いますけれども、用途地域ですからいろんなものが入ってこれるようという意味での設定なので、必ずしもどんぴしゃというのはいけないのだけれども、今後まだ向日市の中で先行的に用途地域

を決めておかないといけないというところも出てくると思うんで、その辺はむしろ積極的に今後の方向性であるべきものを決めていけるような枠を今後作っていくように努力していく必要があるんじゃないかなという気がしますので、事務局の方は大変ですけれども、せっかくこうやって歴史的な本できたので、これでもやっぱり何回か私も誘導や規制やというようなことをどこかでセットしないと、本当の意味でこういう中身ができてこないということだと思いますので、そういう意味での努力を引き続き、議員の方も一緒になって、条例づくりも含めてやっていただければありがたいなと思いますけど、よろしくお願いします。

○会長 ありがとうございます。なかなか審議会の場に持ってくるには、ここで議題に載せるまでというのはなかなか難しいのですが、事前のそういう動きがあるようなところ、非公開でも結構ですので、もし議論ができれば、公式の議論でなくても他のところでご意見を議論するとか、そんな運営で議論の場を設けていただければ非常にありがたいというふうに思います。貴重なご意見、大変ありがとうございます。

○委員 先生、要望だけ。

○会長 はい、お願いします。

○委員 何遍もすみません。住居系とそれから商業系ということで、今北部は非常にもう入り乱れていて、私はすぐそばに住んでますので、先ほどの地域みんなこういうことも全部知っているんですけど、やはり人の流れも東向日のイオンの向日町店がなくなりまして、もう本当にイオン桂川のほうに、皆さん自転車や歩行者やもう本当に流れてこられます。それで、新鮮激安市場というのができましたしね。そこにもお買い物を求めて、食料品を買いに来られてるので、今日は交通の関係の方がいらっしゃいますけれども、交通事故の問題、都市計画の中で様変わりしたまちに北部は変わってきておりますので、この点は絶対に調査、この前は阪急東向日のところで自転車とかいろんな調査、大々的な調査をしていただいたと思うのですが、やはりイオン桂川の周辺の本当に横断のところが危なくて、もう何度も事故もありますので、この辺だけは強くそういう事故のないように、通学路もありますので、ぜひともその辺は今日来ていただいておりますので、強く要望し

ておきたいと思います。

○会長 どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、ちょっと時間のほうが、私の不手際で押してしまいまして申し訳ございませんでした。終了時間が迫ってきております。

本当に活発なご議論をいただいて、毎回私は思うのですが、この審議会ほど活発なご意見を皆様から忌憚なくいただける審議会はなく、本当に司会をしていてうれしい限りでございますが、ここで時間となりましたので、この審議会を閉会させていただきたいと思っております。皆様方のご協力により、会議を無事に終了することができて、大変ありがとうございました。

それでは、司会のほうにお返しいたします。

○事務局 それでは、以上をもちまして本日の審議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

次回の開催でございますが、11月中旬ごろを考えておりますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

閉会 午後3時30分